

中津川市斎場
新型コロナウイルス感染症対策注意事項

令和5年5月2日

中津川市

はじめに

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが五類感染症に変更されます。これにより従来の中津川市斎場新型コロナウイルス感染症対策基本方針を廃止します。

この中津川市斎場新型コロナウイルス感染症対策注意事項は遺族等のご意思をできる限り尊重しつつ、施設利用者様、葬祭事業者様、斎場職員等、すべての関係者の方々の安全・安心にも配慮し、故人の方との最後のお別れという重要な役目を継続的に果たすために策定いたします。

本注意事項は、令和5年4月26日付け厚生労働省及び経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を参考にしています。

第一章 施設利用の注意事項

- 1 人数制限
- 2 利用者制限
- 3 斎場職員の感染対策
- 4 遺体の感染性に関する考え方

第二章 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の火葬

- 1 火葬受入時間
- 2 火葬予約及び死亡届の提出
- 3 納体袋への収容及び納棺

別添 新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート

第一章 施設利用の注意事項

これまで本市施設（中津川斎場、坂下火葬場、付知火葬場）では新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の火葬においてはご遺族等の参列を制限しておりましたが、一般火葬を含めて以下の対応となります。

1 人数制限

施設利用の人数制限は設けません。

2 利用者制限

制限はありませんが、参列者の方のマスク着用、体温チェック、アルコール消毒は個人の判断に委ねます。

3 斎場職員の感染対策

適切な感染対策のためマスク・手袋等を着用の上対応いたします。また、必要に応じて化学防護服、ゴーグル等を着用する場合がございます。

4 遺体の感染性に関する考え方

新型コロナウイルス感染者からの感染は生存している方の場合、発症日から10日間経過した後（無症状者では検体採取日から10日間を経過した後）はほぼ起こらないことから、感染予防策を実施する期間が定められています。この期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は通常の火葬と同様の扱いとなります。

感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体の火葬は第二章以降の手順をご確認ください。

第二章 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の火葬

1 火葬受入時間

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」によると、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずる場合は通常の遺体と同じ扱いとなり納体袋に収容する必要がなくなります。

しかしながら、**当市施設の性能上、通常の火葬よりも時間がかかります。そのため付知・坂下火葬場の受入時間（下表参照）は次のとおりとします。**

施設名	受入時間	1日の受入件数
中津川斎場	通常火葬と同じ枠可能	-
坂下火葬場	14：30のみ	2施設で1件まで
付知火葬場	14：30のみ	

2 火葬予約及び死亡届の提出

- (1) 死亡届の受付は通常火葬と同じ、本庁市民保険課（時間外は本庁宿直）、各総合事務所及び各地域事務所で対応可能となります。
- (2) 死亡届提出の際に情報共有シート（別添1）をお渡ししますので関係者ごとに該当事項を記入し、火葬当日に斎場職員へご提出ください。情報共有シートの記載内容は別添1をご確認ください。

3 納体袋への収容及び納棺

- (1) 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずる場合は納体袋に収容する必要はありません。
※ただし、損傷の激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが高いと想定される場合は非透過性素材の納体袋に収容してください。
- (2) 遺体を棺に入れた後は、遺体に触れた手袋とは別の手袋をして、棺表面を清拭・消毒してください。
- (3) 棺の中には装飾品等を極力入れないでください。（※コロナ火葬は通常火葬と火葬方法が異なるため、装飾品が多いと火葬の時間が長くなるため）

別添 1

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート

この情報共有シートは、医療機関、葬祭事業者等、火葬場へと遺体が移動していく中で、情報を共有することで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

各関係者は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入し、火葬当日に斎場職員へご提出ください。ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

（亡くなられた方） 氏名：

性別：

生年月日：

死亡年月日：

関係者	申し送り事項
医療従事者等	<p>●感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか（はい・いいえ）</p> <p>※ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。</p> <p>●清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等による体液等の漏出予防の有無（有・無）</p> <p>●損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等であって納体袋に収容・密閉されている場合非透過性納体袋 素材（透明・非透明）</p> <p>顔が見えるようになっているか（はい・いいえ）</p> <p>●その他の留意事項</p> <p>（ ）</p> <p>（連絡先）施設名：</p> <p>担当者： 電話番号：</p>
遺体等を取り扱う事業者の方	<p>●納棺時に棺表面を清拭・消毒の有無（有・無）</p> <p>●遺族等の方の代表者の氏名（ ）</p> <p>●その他の留意事項</p> <p>（ ）</p> <p>（連絡先）事業者名：</p> <p>担当者： 電話番号：</p>

※すべての項目を同一の方が聞き取りのうえ、記載することを妨げません。